

九州大学大学院薬学研究院クライオ電子顕微鏡等使用規程

令和3年度九大規程第110号

制定：令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院薬学研究院（以下「薬学研究院」という。）に設置するクライオ電子顕微鏡等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 クライオ電子顕微鏡等の使用を希望する者は、所定の申請書により薬学研究院長が指名するクライオ電子顕微鏡等管理者に申請し、その許可を得なければならない。

(使用者の義務)

第3条 クライオ電子顕微鏡等の使用者（以下「使用者」という。）は、クライオ電子顕微鏡等管理者の指示に従い、善良なる管理者の注意をもってクライオ電子顕微鏡等を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 使用者が、その責めに帰すべき事由により、クライオ電子顕微鏡及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、薬学研究院長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、クライオ電子顕微鏡等の使用に関し必要な事項は、薬学研究院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

1. 1時間当たりの利用料を設定する設備

設 備 名	利用料（円／時間）	
	本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合
超高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-3300（※1）	6,400	7,100
高加速電圧クライオ電子顕微鏡装置 JEM-Z200FSC（※2）	5,100	5,600

備考

（※1）学外利用者の場合、準備料として1回当たり9,300円を加算する。

（※2）学外利用者の場合、準備料として1回当たり7,900円を加算する。

2. 1件当たりの利用料を設定する設備

設 備 名	利用料（円／件）	
	本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合
クライオ電子顕微鏡試料作成用凍結装置 （※1）	2,600	2,600

備考

（※1）本機器利用の際、試料用グリッド（メッシュ）を使用する場合は、実費徴収とする。

3. 次の設備を使用する試料の分析等を依頼する場合

設 備 名	利用料（円／時間）	
	本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合
超高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-3300	6,400	9,300
高加速電圧クライオ電子顕微鏡 JEM-Z200FSC	5,100	7,900
クライオ電子顕微鏡試料作成用凍結装置 （※1）（※2）	3,100	8,200

備考

（※1）1件当たりの利用料

（※2）本機器利用の際、試料用グリッド（メッシュ）を使用する場合は、実費徴収とする。